

# 国民健康保険の保険証を更新します！

現在の国民健康保険（国保）の保険証は、有効期限が令和2年（平成32年）7月31日までとなつていきます。新しい保険証は、7月下旬に世帯主宛に簡易書留で加入者全員分をまとめて郵送します。

## ●国民健康保険の脱退

就職などで他の健康保険に加入した場合は、国保脱退の届け出が必要です。手続きをしないと国保税がかかり続けてしまいます。

配達時に不在で、不在票が入っていた場合は、郵便局保管期間内に再配達を依頼ください。保管期間経過後は、保健センター福祉課で預かります。

古い保険証は、保健センター福祉課、又は役場税務住民課で随時回収します。

## ●保険税の未納があつた場合

6月末時点で保険税の未納がある世帯には、6カ月分の保険証（短期証）を郵送します。更新の手続きは、

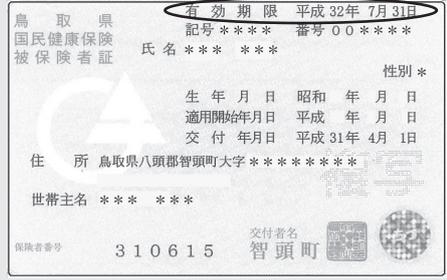
税務住民課へ相談ください。なお、未納通知発送と行き違いに納付された場合は、ご容赦ください。

就職などで他の健康保険に加入した場合は、国保脱退の届け出が必要です。手続きをしないと国保税がかかり続けてしまいます。

## 届け出に必要なもの

- ・ 国民健康保険証
- ・ 職場の健康保険証（扶養家族がいる場合はその人の保険証を含む）
- ・ マイナンバーが分かるもの
- ・ 本人確認ができるもの

※注意  
新しい保険証は、色が緑色から**紫色**に変わります。  
確認ください！



▲現在の国民健康保険の保険証

70歳と75歳に年度中に到達される人は、有効期限がそれぞれ異なります。  
この年齢に当てはまる場合、更新等の手続きは**不要**です

### 75歳

後期高齢者医療制度へ移行するため

75歳に到達する前日までが有効期限。75歳の誕生日から後期高齢者医療の保険証で受療します。  
※新しい保険証は**郵送**します

### 70歳

高齢受給者証切り替えのため

70歳に到達した月の月末までが有効期限。  
※新しい保険証は**郵送**します

問合せ先 保健センター福祉課 村上 ☎75-4101